

～キラリと光るまち ひのちょう～ 広報ひの

おしらせ版

2021年11月5日号

No. 692

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

インフルエンザ 予防接種はお早めに



予防接種はインフルエンザの重症化や流行を防ぐといわれています。効果が出るまで2週間程度かかりますので、早めに接種をしましょう。

また、町ではインフルエンザ接種費用の助成を行っています。詳しくは広報ひの10月号をご覧ください。

問合せ先 / 町健康福祉センター（電話 72-1852）

【総務課からのお知らせ】

除雪機購入補助金交付 制度のご案内

町では、冬の間、各自治会の集落内の移動のための通路が確保できるよう、除雪機購入補助金制度を設けています。

この制度では、自治会などが除雪機を購入する際にその購入費用の一部を補助するものです。制度を利用する場合は、お早めにご相談ください。

【除雪機購入補助金交付制度】

内容 除雪機購入に必要な費用に対し、補助金を交付します。

補助金額 必要な費用の2分の1（上限25万円）※ただし、1つの自治会につき、年度あたり1台が上限です。

補助金対象経費 対象となるのは、以下のとおりです。

▼除雪機（本体）▼除雪機本体の専用付属部品▼除雪機本体の専用付属カバー▼購入の際に発生する運搬・設置手数料

問合せ先 役場総務課 担当 宮本（電話 72-0331）

【健康福祉課からのお知らせ】

日野町がんばる学生 応援事業のお知らせ

親元を離れて暮らしている大学生等に、1万円相当の地元特産品の詰め合わせを送ります。

帰省自粛を余儀なくされるなど、コロナ禍で心身ともに負担を

強いられている学生に「ふるさと」を感じてもらい、日野町の未来を担う若者たちを支援します。

地元特産品について ▼地元特産品の内容は学生が選べます。▼学生の居住地に送ります。

申請方法 申請書に必要書類を添えて、役場健康福祉課窓口へ提出または郵送してください。

申請者 大学生等の保護者等（令和3年9月1日時点で日野町に住民登録している人）

申請期限 11月30日（火）まで
問合せ先 役場健康福祉課 担当 佐野（電話 72-0334）

大腸がん検診（個別検診） 補足日のお知らせ

町の大腸がん検診（補足日）を希望する人に、役場健康福祉課窓口にて検便容器を配布します。

期間 11月8日（月）～11月19日（金）※平日のみ

対象者 40歳以上の人

自己負担金 100円

持ち物 がん検診受診券

配布場所 役場健康福祉課

その他 配布を希望する人は、事前に下記担当までご連絡ください。

申込みおよび問合せ先 役場健康福祉課 担当 大塚（電話 72-1852）

【住民課からのお知らせ】

年金受給個別相談会を 開催します

年金受給についての個別相談会

を実施します。どなたでもお気軽にお越しください。

日時 11月26日（金）午前10時～正午

場所 山村開発センター

内容 年金受給に関する個別相談

申込み 事前予約が必要です。下記窓口または電話にてお申込みください。※基礎年金番号またはマイナンバーをご用意ください。

申込みおよび問合せ先 役場住民課（電話 72-0333）または日本年金機構米子年金事業所（0859-34-6111 ①→②）

【そのほかのお知らせ】

全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間

法務省と全国人権擁護委員連合会では、11月12日（金）から18日（木）を、「女性の人権ホットライン」強化週間とし、女性をめぐるさまざまな人権相談に応じられています。強化週間中は、取り組み強化のため土曜日・日曜日にも相談に応じます。

実施期間 11月12日（金）～18日（木）

受付時間 ▼平日：午前8時30分～午後7時▼土日：午前10時～午後5時

実施方法 ▼電話相談による対応：専用相談ダイヤル（0570-070-810）▼相談担当者：人権擁護委員および法務局職員

問合せ先 鳥取地方法務局人権擁護課（電話 0857-22-2289）

【企画政策課からのお知らせ】

同窓会開催を応援します

町では、出会いの場創出、Uターンを促進するため、同窓会開催を応援します。同窓会開催にかかわる経費などの一部を補助する「日野町同窓会を活用したUターン促進補助金」を、ぜひご利用ください。

交付対象 年度中に19歳～40歳を迎える日野町出身者等で開催される同窓会で、以下の条件にあてはまるもの▼町内の保育所・小学校・中学校・高等学校を卒業した者5人以上で、町外在住者を1人以上含んで開催されるもの▼町内の飲食店等または申請者が事前に届け出た県外施設等で開催されるもの

交付対象経費 同窓会案内状の作成、記念撮影、会場使用料、飲食にかかる経費

交付の条件 参加者のうち、町外在住の者が「日野町ふるさと住民票」に登録すること

補助金の額 日野町ふるさと住民票新規登録1人に対して▼町内で開催の場合：最大5,000円▼県外で開催の場合：最大4,000円
※県内他市町村での開催は対象外
※交付対象経費の1人あたりの額が上記を下回る場合、1人が必要とした経費の額が1人あたりの交付上限額

備考 ▼申請の時点ですでに「日野町ふるさと住民票」に登録している人は対象外▼同一の同窓会への補助金の交付は1年度に1回まで

問合せ先 役場企画政策課 担当 吉田（電話72-0332）

【健康福祉課からのお知らせ】

入院時の食事代が 軽減されます

後期高齢者医療保険の住民税非課税世帯の人は、入院前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請すると、入院時の食事代が

軽減されます。退院後の手続きでは軽減が受けられなくなる場合がありますので、入院前の手続きをお願いします。

なお、入院期間が90日を超える場合、食事代の負担額が変わります。該当する人は、「長期入院該当」を申請してください。

申請場所 役場健康福祉課または役場黒坂支所

問合せ先 役場健康福祉課 担当 佐野（電話72-0334）

【教育委員会からのお知らせ】

高校生の学びをサポート する各種助成制度のご案内

町では、故郷を愛し将来を担う人材を育てようと、以下の制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。

【通学費助成】

対象者 町内に住所を有し、県内の高等学校などへ通学しており、JRや路線バス（町営バス含む）の通学定期券を利用している生徒
助成額 ▼月額6,000円を超える額▼日野高校に通学する生徒は月額1,500円を超える額

申請方法 ▼郵送▼持参※申請書はホームページからダウンロードするか、町教育委員会事務局で配付しています。

申請期限 令和4年3月31日（木）まで

その他 定期券1枚ごとの申請、複数枚まとめた申請どちらでも可
【奨学金給付】

対象者 町内に住所を有し、高等学校などへ通学している生徒※入寮などで、一時的に町外に住所を移している場合も対象

助成額 年額25,000円※町へ転入した日が5月1日以降の場合は、月数に応じて減額して給付

申請方法 ▼郵送▼持参※申請書はホームページからダウンロードするか、町教育委員会事務局で配付しています。

申請期限 令和4年1月31日

（月）まで

その他 通学費助成と奨学金給付まとめたの申請も可

問合せ先 町教育委員会事務局（電話72-2107）

【そのほかのお知らせ】

人権週間（12月4日～10日）

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日（土）から10日（金）までの一週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を展開しています。

「人権尊重のまちづくり」に向けて、皆さんのご協力をお願いします。

【特設人権相談所開設】

日時 12月3日（金）午後1時～午後3時

場所 山村開発センター

備考 秘密厳守、予約は不要です。人権擁護相談員が相談に応じます。お気軽にご相談ください。

問合せ先 みんなの人権110番（ナビダイヤル 0570-003-110）

歯科衛生士再チャレンジ 研修会（復職支援セミナー）

歯科衛生士の免許はあるもののしばらく離れていた人、再び歯科衛生士の仕事で活躍したい人を応援する研修会を開催します。復職希望の人など、お気軽に参加ください。

日時 12月19日（日）午前9時～正午

場所 鳥取県西部歯科医師会会館

対象者 歯科衛生士免許をお持ちの人

参加費 無料

申込方法 ▼電話▼ファクシミリ▼ウェブサイト「トリシカ」(<https://tottori-shika.com/>)

申込期間 12月15日（水）まで

その他 ▼ZOOM視聴での参加も可▼研修会后、希望者にハローワークの無料相談あり（会場参加者のみ）

問合せ先 鳥取県西部歯科医師会（電話0859-33-3864）

公民館まつり

町公民館だより

編集 日野町公民館 〒689-5131 日野町黒坂1243番地1
電話：74-0212 FAX：74-0105
E-mail: kouninkan@town.hino.tottori.jp

～「来て、見て、ふれて」みんな笑顔で生涯学習～

生涯学習の成果の発表の場として、作品を展示する公民館まつりを開催します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年は規模を縮小し、展示部門のみで開催します。

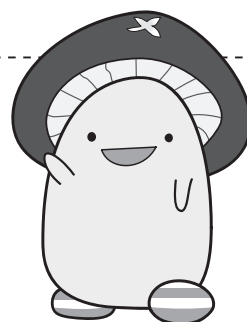
※バザーやテント村の販売、講座・教室、お楽しみ抽選会等はありません。

開催日：11月27日(土)～28日(日) 午前9時～午後3時

場 所：町公民館 ■駐車場のご案内 黒坂郵便局駐車場、カワコ公園、社会福祉協議会横土手

展示参加団体・個人

陶芸グループ、日野町赤十字奉仕団、さつき盆栽研究会、黒坂書道グループ、ひのっこ保育所、町図書館、放課後・夏休み子ども教室、下榎隣保館、黒坂鏡山城下を知ろう会、黒坂地区自主防災委員会、町更生保護女性会、町交通安全母の会、おしどり学園写真グループ、おしどり学園手芸グループ、日野ボランティアネットワーク、セルフひの、生田洋子、山本照夫



来場し、受付票に記入した人の中から抽選で2人に景品が当たります！ぜひ、お越しください。

【そのほかのお知らせ】

令和3年全国一斉秋季
火災予防運動

11月9日(火)から15日(月)まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施されます。例年この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。火の取り扱いには、十分注意をお願いします。

鳥取県西部消防局管内では、令和3年1月から9月末までに75件の火災が発生し、5人が亡くなり10人が負傷しています。そのうち、江府消防署管内(江府町、日野町、日南町)では3件の火災が発生し、2人が亡くなり2人が負傷しています。

火災から命を守るためには、早期に火災に気付くことが重要です。住宅用火災警報器を設置すると、たとえ就寝中でも早期に火災に気

付くことができます。

家族の大切な命を守るために、住宅用火災警報器の設置をお願いします。なお、すでに設置している家庭でも、おおむね10年を経過すると、電池が消耗し正常に作動しない場合がありますので確認をお願いします。

問合せ先 江府消防署(電話 77-2001)

鳥取県最低賃金が
改正されました

10月6日から、鳥取県最低賃金が改定されました。鳥取県最低賃金は、業種や規模および常用・臨時・アルバイト・パート・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、県内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

鳥取県最低賃金 1時間821円

問合せ先 鳥取労働局労働基準部

賃金室(電話 0857-29-1705) または各労働基準監督署

一列車は急には止まらないー
踏切事故を防ぐ4つのお願い

中国地方の踏切では、過去5年間で、踏切道において列車と自動車・歩行者などが接触する事故により、28人が亡くなっています。

踏切を通行するときは、次の4つのお願いを思い出してください。

▶踏切の手前では必ず一時停止しましょう

▶警報器が鳴り始めたら踏切内に入ってはいけません

▶踏切を越えた先に自分の車のスペースがない場合は、踏切に進入してはいけません

▶転倒防止、他者との接触防止のため、歩きスマホは止めましょう

問合せ先 中国運輸局鉄道部安全指導課(電話 082-228-8799)

ひのっこ保育所入所児童募集

【令和4年度 保育所入所申し込みを受け付けます】

ひのっこ保育所への入所を希望する児童の保育所入所申し込みを次のとおり受け付けます。

●受付期間 **11月1日(月)～11月30日(火)**

●入所基準 保護者および同居の親族などが次のいずれかの事情にあり、「保育の必要性認定」を受けた児童

- ① 1 カ月に 48 時間以上仕事をしている
- ② 妊娠中または出産後間もない ③ 病気やけが、または心身の障がいがある
- ④ 親族の介護・看護にあたっている ⑤ 災害復旧にあたっている
- ⑥ 求職活動中 ⑦ 学校に在学している、または職業訓練を受けている
- ⑧ DV や児童虐待のおそれがある ⑨ そのほか特別の事情があると認められる場合

●募集児童 ひのっこ保育所（津地 690 番地）

▼定員 90 人

▼開所時間：平日＝午前 7 時 30 分～午後 6 時 15 分、土曜日＝午前 7 時 30 分～午後 1 時

▼保育時間：平日＝午前 8 時～午後 4 時、土曜日＝午前 8 時～正午

※ 1 日 8 時間が原則的な保育時間です。ただし、1 歳以上で家庭の状況によっては、開所時間の範囲で必要な時間に利用できます。

▼対象児童（令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢）

- 《3 歳以上の子ども》
 - う め組（年長児）：平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日生まれ
 - さくら組（年中児）：平成 29 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 1 日生まれ
 - も も組（年少児）：平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 4 月 1 日生まれ
- 《3 歳未満の子ども》
 - ぱんだ組（2 歳児）：平成 31 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日生まれ
 - うさぎ組（1 歳児）：令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日生まれ
 - ひよこ組（0 歳児）：令和 3 年 4 月 2 日～令和 3 年 9 月 30 日生まれ

●申込手続 申込書類を町教育委員会またはひのっこ保育所で受け取り、次の書類を町教育委員会へ提出してください。

①支給認定兼施設利用申請書（マイナンバーの記入が必要です）

②保育が必要な理由を証明する書類

【例】就労している人…就労証明書 妊娠中・出産後の人…母子健康手帳の写し
病気・けがをしている人…診断書

※マイナンバーを記載した申請書類を提出する場合、本人確認が必要となります。運転免許証など、本人確認ができるものをお持ちください。

●入所決定 保育所への入所基準の適否などを確認した後に決定し、結果を通知します。

●保 育 料 令和 2 年 4 月 1 日より、日野町在住の人は第一子から保育料全額免除となりました。（副食費も徴収しません）。
※ただし、個人で使用するもの、保護者会費などは実費徴収となります。

●そ の 他 年度途中での入所は、保育所の入所状況により受け入れが決まります。その場合、令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢での受け入れとなります。

●問 合 せ 町教育委員会 担当 大岩（電話 72-2107）